

阪南市開発指導要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事前協議)</p> <p>第4条 開発者は、前条第1項各号の開発事業を行う場合、都市計画法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）、建築基準法、農地法（昭和27年法律第229号）等の法令に基づく許認可申請（届出又は確認等を含む。）に先立ち、市長に事前協議を申し出て、この要綱に基づく指示に従わなければならない。</p> <p>(埋蔵文化財等)</p> <p>第13条 開発者は、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を実施する場合は、保護法第93条第1項の規定により文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該事業に着手しようとする日の60日前までに<u>泉佐野市（泉州南埋蔵文化財行政広域事務所をいう。以下この条において同じ。）</u>を経由して文化庁長官に届け出なければならない。</p> <p>2 開発者は、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域において、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行うときは、あらかじめ<u>泉佐野市</u>に書面で届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 開発者は、<u>泉佐野市</u>が前項の届出により埋蔵文化財の確認調査を実施する必要があると認めるときは、<u>泉佐野市</u>による確認調査を受けなければならない。この場合において、<u>泉佐野市</u>はこの調査に関して開発者に対し協力を求めることができる。</p> <p>4 開発者は、開発事業中に埋蔵文化財と認められるものを発見したときは、保護法第96条第1項の規定によりその現状を変更することなく、遅滞なく<u>泉佐野市</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第4条 開発者は、前条第1項各号の開発事業を行う場合、都市計画法、<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）、建築基準法、農地法（昭和27年法律第229号）等の法令に基づく許認可申請（届出又は確認等を含む。）に先立ち、市長に事前協議を申し出て、この要綱に基づく指示に従わなければならない。</p> <p>(埋蔵文化財等)</p> <p>第13条 開発者は、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を実施する場合は、保護法第93条第1項の規定により文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該事業に着手しようとする日の60日前までに<u>泉佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>を経由して文化庁長官に届け出なければならない。</p> <p>2 開発者は、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域において、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行うときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>に書面で届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 開発者は、<u>教育委員会</u>が前項の届出により埋蔵文化財の確認調査を実施する必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>による確認調査を受けなければならない。この場合において、<u>教育委員会</u>はこの調査に関して開発者に対し協力を求めることができる。</p> <p>4 開発者は、開発事業中に埋蔵文化財と認められるものを発見したときは、保護法第96条第1項の規定によりその現状を変更することなく、遅滞なく<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>

(上水道)

第33条 開発者は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規定（令和6年大阪広域水道企業団管理規定第17号）等に定める基準に基づき、事前に企業長と協議し、必要な給配水施設を設置するとともに、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）に規定する経費を負担しなければならない。ただし、企業長が開発者による工事の施行を認める場合は、この限りでない。

(し尿処理)

第40条 開発者は、河川、池等の水質を保全するため、し尿及び生活排水等を、公共下水道処理区域内においては公共下水道により処理するものとし、それ以外の区域においては合併処理浄化槽又は集中処理浄化施設を設けて処理しなければならない。やむを得ず処理施設を設置できない場合は、し尿汲取りにより処理すること。

2 浄化槽により処理する場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第32条に規定する基準を遵守すること。

(広報施設等)

第44条 開発者は、別途施行基準に基づき、必要な広報板及び防災行政無線施設の設置について、市長と協議し、これを設置し、市に帰属しなければならない。ただし、周辺状況により市長が必要でないとした場合は、この限りではない。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

(上水道)

第33条 開発者は、阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）等に定める基準に基づき、事前に企業長と協議し、必要な給配水施設を設置するとともに、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）に規定する経費を負担しなければならない。ただし、企業長が開発者による工事の施行を認める場合は、この限りでない。

(し尿処理)

第40条 開発者は、開発区域内のし尿処理について、次の各号いずれかの方式により処理しなければならない。

- (1) 水洗方式（浄化槽によるもの）
- (2) 公共下水道方式（終末処理によるもの）
- (3) くみ取方式（バキューム車によるもの）

2 水洗方式により処理する場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第32条に規定する基準を遵守するとともに、原則として合併浄化槽を設置しなければならない。

3 くみ取方式により処理する場合は、便槽容量を適正に確保するとともに、雨水、地下水の浸透又は浸水のない構造とし、その設置場所は、くみ取作業が容易な位置に設置しなければならない。

(広報施設等)

第44条 開発者は、別途施行基準に基づき、必要な広報板及び防災行政無線施設の設置について、市長と協議し、これを設置し、市に帰属しなければならない。ただし、防災行政無線施設については、周辺状況により市長が必要でないとした場合は、この限りではない。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に開発事業の申請中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日訓令第2号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第2号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日訓令第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日訓令第1号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に開発事業の申請中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日訓令第2号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第2号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

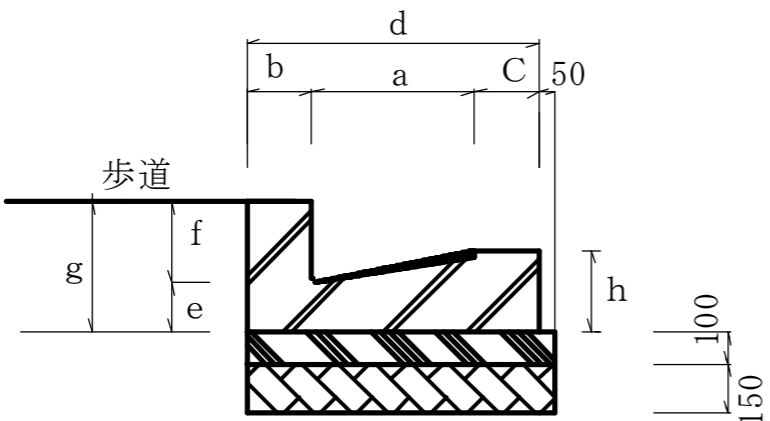
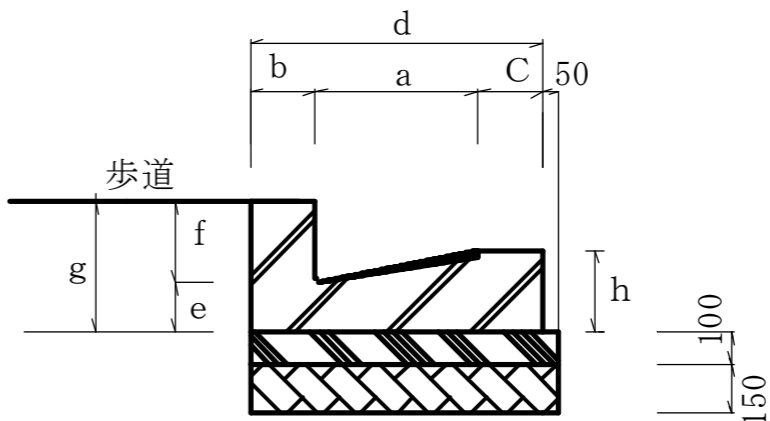
附 則（令和4年3月29日訓令第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

阪南市開発指導要綱施行基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">施行基準</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>道路築造技術基準・・・・・・・・・・ 1 8</p> <p>舗装基準・・・・・・・・・・ 2 6</p> <p>用排水関係技術基準・・・・・・・・・・ 2 7</p> <p>公園等設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 3</u></p> <p>公園等移管基準・・・・・・・・・・ <u>4 4</u></p> <p>のり面の保護設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 5</u></p> <p>集会所設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 6</u></p> <p>広報施設等設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 7</u></p> <p>駐車駐輪施設設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 9</u></p> <p>開発行為計画表示板設置基準・・・・・・・・・・ <u>5 0</u></p> <p>準工業地域表示板設置基準・・・・・・・・・・ <u>5 0</u></p>	<p style="text-align: center;">施行基準</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>道路築造技術基準・・・・・・・・・・ 1 8</p> <p>舗装基準・・・・・・・・・・ 2 6</p> <p>用排水関係技術基準・・・・・・・・・・ 2 7</p> <p>公園等設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 4</u></p> <p>公園等移管基準・・・・・・・・・・ <u>4 5</u></p> <p>のり面の保護設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 6</u></p> <p>集会所設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 7</u></p> <p>広報施設等設置基準・・・・・・・・・・ <u>4 8</u></p> <p>駐車駐輪施設設置基準・・・・・・・・・・ <u>5 0</u></p> <p>開発行為計画表示板設置基準・・・・・・・・・・ <u>5 1</u></p> <p>準工業地域表示板設置基準・・・・・・・・・・ <u>5 1</u></p>

道路築造技術基準

新	旧																						
<p>道路築造技術基準</p> <p>道路築造技術基準は次のとおりとする。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 道路の歩車道別幅員は、次表のとおりとする。</p> <p>表 1-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">道路幅員↵</th> <th style="width: 15%;">歩道幅員↵</th> <th style="width: 15%;">車道幅員↵</th> <th style="width: 55%;">備 考↵</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9 m ↵</td> <td style="text-align: center;">2.0 m ↵</td> <td style="text-align: center;">7 m ↵</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">状況により歩道を片側に設けることができる。↵</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 m ↵</td> <td style="text-align: center;">2.0 m × 2ヶ所 ↵</td> <td style="text-align: center;">8 m ↵</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、14 m以上の道路及び都市計画道路については、別途市長と協議すること。</p> <p>6～7 略</p> <p>8 側溝の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) L型側溝 現場打と二次製品があるが、使用に際して市長と協議すること。</p> <p>現場打 略</p> <p>二次製品</p> <p>注) 歩道がある場合に限る。</p> <p>図 1-10</p> 	道路幅員↵	歩道幅員↵	車道幅員↵	備 考↵	9 m ↵	2.0 m ↵	7 m ↵	状況により歩道を片側に設けることができる。↵	12 m ↵	2.0 m × 2ヶ所 ↵	8 m ↵	<p>道路築造技術基準</p> <p>道路築造技術基準は次のとおりとする。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 道路の歩車道別幅員は、次表のとおりとする。</p> <p>表 1-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">道路幅員↵</th> <th style="width: 15%;">歩道幅員↵</th> <th style="width: 15%;">車道幅員↵</th> <th style="width: 55%;">備 考↵</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9 m ↵</td> <td style="text-align: center;">1.5 m × 2ヶ所 ↵</td> <td style="text-align: center;">6 m ↵</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">状況により歩道を片側に設けることができる。↵</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 m ↵</td> <td style="text-align: center;">1.5 m × 2ヶ所 ↵</td> <td style="text-align: center;">9 m ↵</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、14 m以上の道路及び都市計画道路については、別途市長と協議すること。</p> <p>6～7 略</p> <p>8 側溝の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) L型側溝 現場打と二次製品があるが、使用に際して市長と協議すること。</p> <p>現場打 略</p> <p>二次製品 (JIS A5306)</p> <p>注) 歩道がある場合に限る。</p> <p>図 1-10</p> 	道路幅員↵	歩道幅員↵	車道幅員↵	備 考↵	9 m ↵	1.5 m × 2ヶ所 ↵	6 m ↵	状況により歩道を片側に設けることができる。↵	12 m ↵	1.5 m × 2ヶ所 ↵	9 m ↵
道路幅員↵	歩道幅員↵	車道幅員↵	備 考↵																				
9 m ↵	2.0 m ↵	7 m ↵	状況により歩道を片側に設けることができる。↵																				
12 m ↵	2.0 m × 2ヶ所 ↵	8 m ↵																					
道路幅員↵	歩道幅員↵	車道幅員↵	備 考↵																				
9 m ↵	1.5 m × 2ヶ所 ↵	6 m ↵	状況により歩道を片側に設けることができる。↵																				
12 m ↵	1.5 m × 2ヶ所 ↵	9 m ↵																					

用排水技術基準

新	旧
<p>1～2 略</p> <p>3 管渠施設基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管渠の種類 本管については、ヒューム管、硬質塩化ビニル管を用いなければならない。 下水道工事に使用する材料は、すべて J I S 規格品、J S W A S 規格品を使用すること。その他特殊管渠を使用する場合においては、市長と協議しなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 基礎工 管渠には、管種及び地質に応じて砂、砕石又は栗石基礎を施さなければならない。 特に地質軟弱な場合は、はしご胴木又は、くい打ちを施し、必要に応じてコンクリート又は鉄筋コンクリートの基礎を設けなければならない。(表 4 - 3)</p> <p>(5) マンホール マンホールは、次の各項の標準によらなければならない。</p> <p>1) 配置</p> <p>①マンホールは、管渠の方向、勾配又は管径の変化する箇所及び管渠の合流接続する箇所に必要数設ける。</p> <p>②マンホールは管渠の直線部においても、管径により次の表 4 - 1 の範囲内の間隔をもって設ける。</p> <p>③下水管を段階接合をもって接合する場合には、段差が生じる箇所は必ずマンホールを設け、雨水管以外の下水管の接合で段差が 6 0 c m 以上の場合には、副管付マンホールとする。</p> <p>2) 種類及び構造</p> <p>①前項によるマンホールの種類及び構造は、表 4 - 4、表 4 - 5 及び図 4 - 2 ~ 図 4 - 5 の基準による。</p> <p>②人孔蓋は、ダクタイル鋳鉄製 (図 4 - 1) とし、構造については、市長の指示によるものとする。なお、公共下水道供用区域外については、すべて「うすい」表示の蓋とする。</p> <p>③本管との接続部には、可とう継手を使用すること。</p> <p>(6) その他の附属施設</p> <p>1) ~ 3) 略</p> <p>4) 汚水ますの構造</p> <p>①形状及び構造 インバート部、立上がり部材及びふた及び内ふたの材料は、円形</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 管渠施設基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管渠の種類 本管については、ヒューム管、硬質塩化ビニル管を用いなければならない。 下水道工事に使用する材料は、すべて J I S 規格品、J A W A S 規格品を使用すること。その他特殊管渠を使用する場合においては、市長と協議しなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 基礎工 管渠には、管種及び地質に応じて砂、砕石又は栗石基礎を施さなければならない。 特に地質軟弱な場合は、はしご胴木又は、くい打ちを施し、必要に応じてコンクリート又は鉄筋コンクリートの基礎を設けなければならない。(表 4 - 2)</p> <p>(5) マンホール マンホールは、次の各項の標準によらなければならない。</p> <p>1) 配置</p> <p>①マンホールは、管渠の方向、勾配又は管径の変化する箇所及び管渠の合流接続する箇所に必要数設ける。</p> <p>②マンホールは管渠の直線部においても、管径により次の表 4 - 1 の範囲内の間隔をもって設ける。</p> <p>③下水管を段階接合をもって接合する場合には、段差が生じる箇所は必ずマンホールを設け、雨水管以外の下水管の接合で段差が 6 0 c m 以上の場合には、副管付マンホールとする。</p> <p>2) 種類及び構造</p> <p>①前項によるマンホールの種類及び構造は、表 4 - 3、表 4 - 4 及び図 4 - 2 ~ 図 4 - 6 の基準により、側塊は、J I S A 5 3 1 7 による。</p> <p>②人孔蓋は、ダクタイル鋳鉄製 (図 4 - 1) とし、構造については、市長の指示によるものとする。なお、公共下水道供用区域外については、すべて「うすい」表示の蓋とする。</p> <p>③本管との接続部には、可とう継手を使用すること。</p> <p>(6) その他の附属施設</p> <p>1) ~ 3) 略</p> <p>4) 汚水ますの構造</p> <p>①形状及び構造 インバート部、立上がり部材及びふた及び内ふたの材料は、円形の</p>

の塩化ビニル重合体（良質な安定剤）を主体とし、表4-6及び図4-8、図4-9の基準による。

②～④ 略

マンホールの管径別最大間隔

表4-1 (その他排水管)

管径(mm) ⁺	200 ⁺ 以上 ⁺	250 ⁺ 以上 ⁺	300 ⁺ 以上 ⁺	500 ⁺ 以上 ⁺	700 ⁺ 以上 ⁺	1,000 ⁺ 以上 ⁺	1,500 ⁺ 以上 ⁺
最大間隔(m) ⁺	24 ⁺	30 ⁺	36 ⁺	60 ⁺	84 ⁺	100 ⁺	別途協議 ⁺

表4-2 (公共下水道管汚水・雨水)

管きよ径 (mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,500 超
最大間隔 (m)	75	100	150	200

排水管土被り保護及び基礎の基準

表4-3

注) 使用管種は遠心力鉄筋コンクリート管外圧管第一種とすること。

- A 略
- B 略

標準マンホールの形状別用途

表4-4

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
楕円形マンホール	内径 60×90cm	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに円形 450mm までの管の会合点
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに円形 450mm までの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径 900mm 以下の管の中間点及び内径 600mm 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,500mm 以下の管の中間点及び内径 900mm 以下の管の会合点

塩化ビニル重合体（良質な安定剤）を主体とし、表4-5及び図4-9、図4-10の基準による。

②～④ 略

マンホールの管径別最大間隔

表4-1

管径(mm) ⁺	200 ⁺ 以上 ⁺	250 ⁺ 以上 ⁺	300 ⁺ 以上 ⁺	500 ⁺ 以上 ⁺	700 ⁺ 以上 ⁺	1,000 ⁺ 以上 ⁺	1,500 ⁺ 以上 ⁺
最大間隔(m) ⁺	24 ⁺	30 ⁺	36 ⁺	60 ⁺	84 ⁺	100 ⁺	別途協議 ⁺

注) 公共下水道に接続する汚水管の場合は、市長と別途協議をすること。

排水管土被り保護及び基礎の基準

表4-2

注) 使用管種は **J I S A 5 3 0 3** 遠心力鉄筋コンクリート管外圧管第一種とすること。

- A 略
- B 略

標準マンホールの形状別用途

表4-3

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
馬てい形・マンホール	内径 60×90cm	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに円形 450mm までの管の会合点
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに円形 450mm までの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径 900mm 以下の管の中間点及び内径 600mm 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,500mm 以下の管の中間点及び内径 900mm 以下の管の会合点

5号マンホール	内のり 210×120cm 角形	内径 1,800mm 以下の管の中間点
6号マンホール	内のり 260×120cm 角形	内径 2,200mm 以下の管の中間点
7号マンホール	内のり 300×120cm 角形	内径 2,400mm 以下の管の中間点

特別マンホールの形状別用途

表4-5 略

阪南市型人孔鉄蓋標準図

図4-1 略

楕円組立マンホール標準図 (内径 900×600) S=1/60

図4-2 削除

5号マンホール	内のり 210×120cm 角形	内径 1,800mm 以下の管の中間点
6号マンホール	内のり 260×120cm 角形	内径 2,200mm 以下の管の中間点
7号マンホール	内のり 300×120cm 角形	内径 2,400mm 以下の管の中間点

特別マンホールの形状別用途

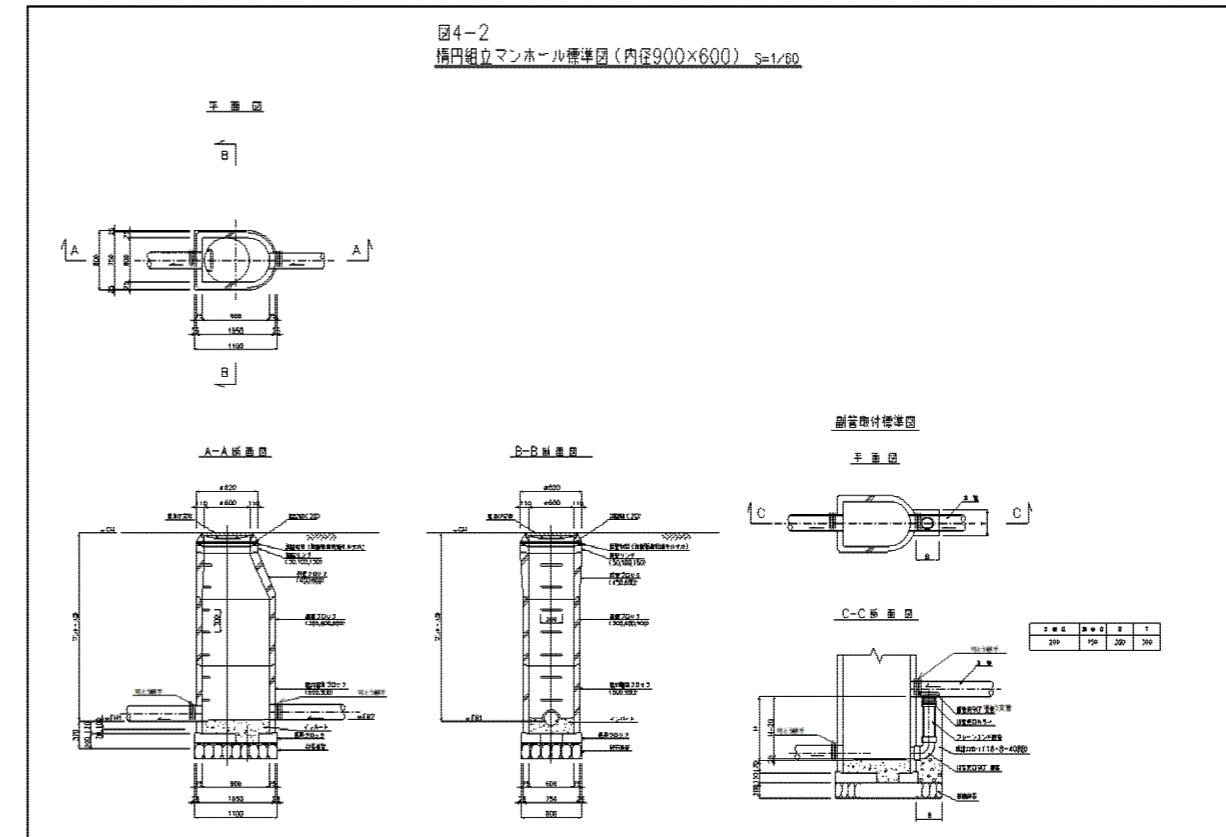
表4-4 略

阪南市型人孔鉄蓋標準図

図4-1 略

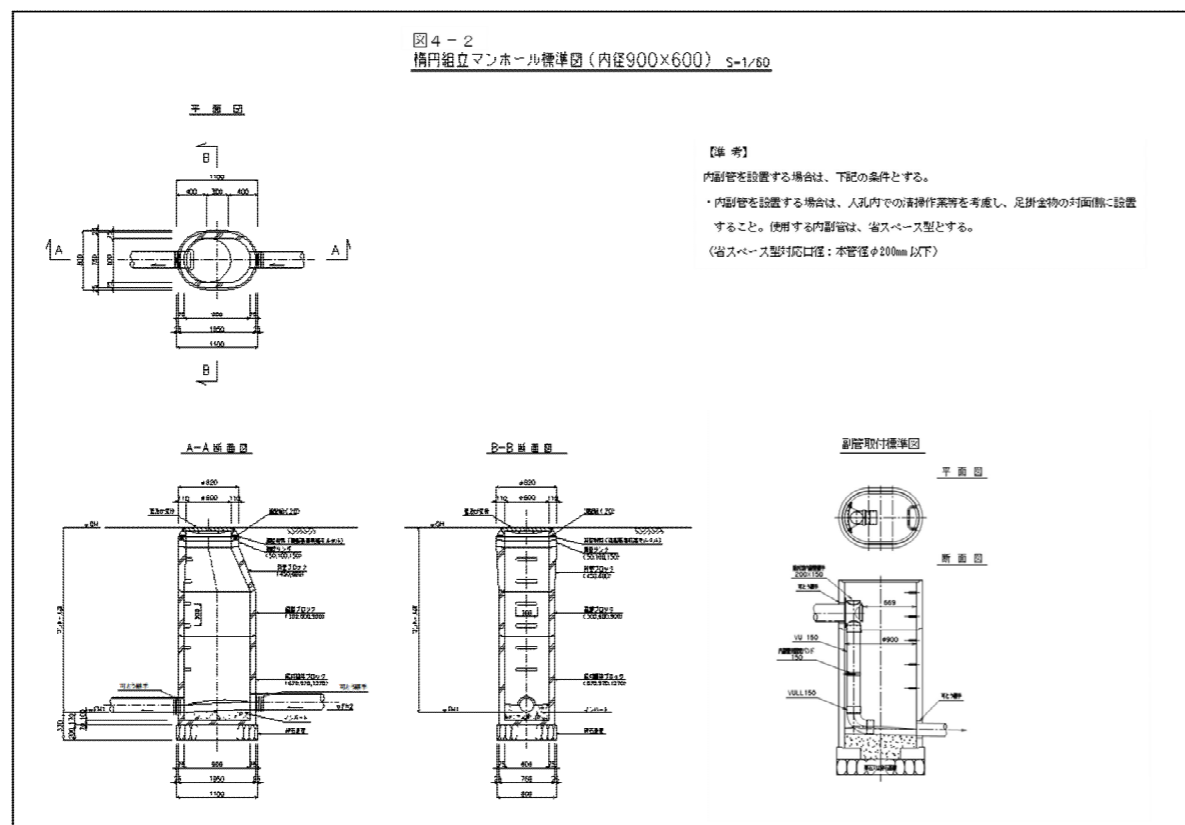
楕円組立マンホール標準図 (内径 900×600) S=1/60

図4-2



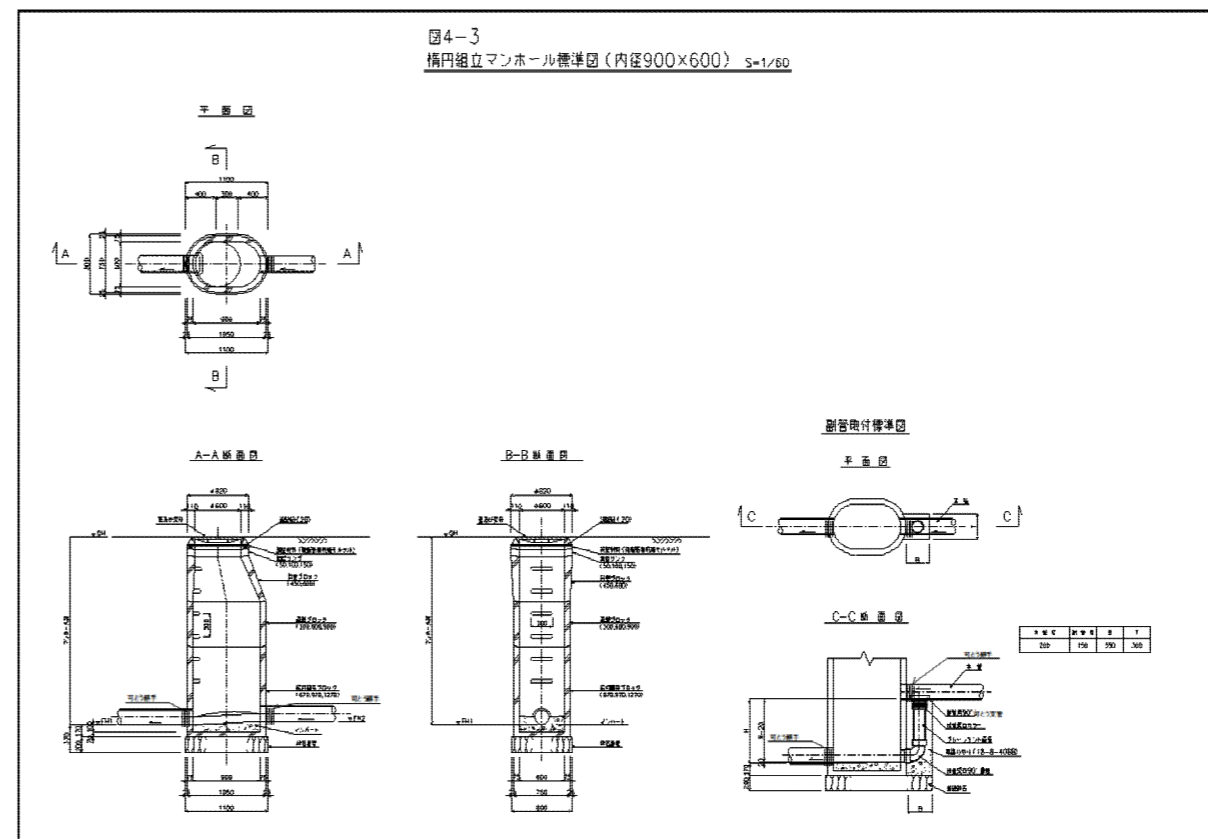
楕円組立マンホール標準図 (内径 900×600) S=1/60

図 4-2



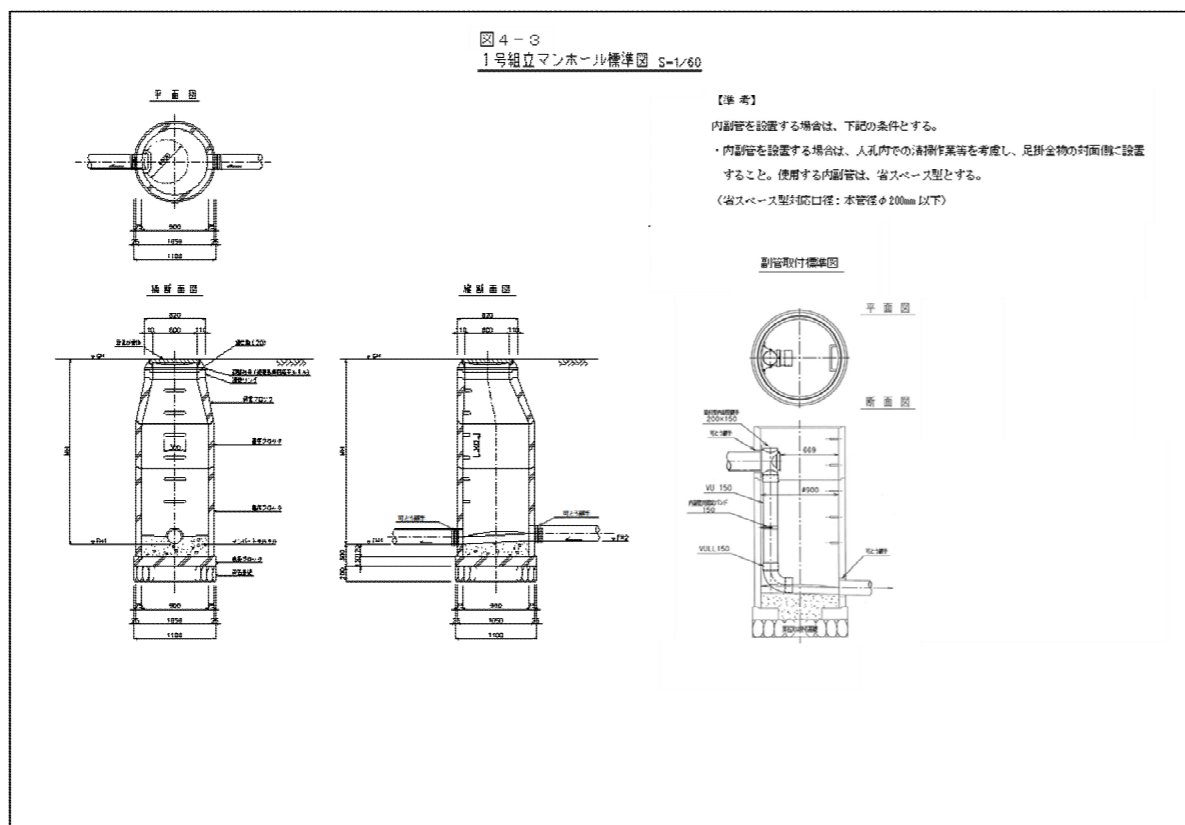
楕円組立マンホール標準図 (内径 900×600) S=1/60

図 4-3



1号組立マンホール標準図 S=1/60

図4-3



2号組立マンホール標準図 S=1/60

図4-4 略

2号組立マンホール標準図 S=1/60

図4-5 略

道路側溝ます標準図

図4-6 略

雨水ます標準図

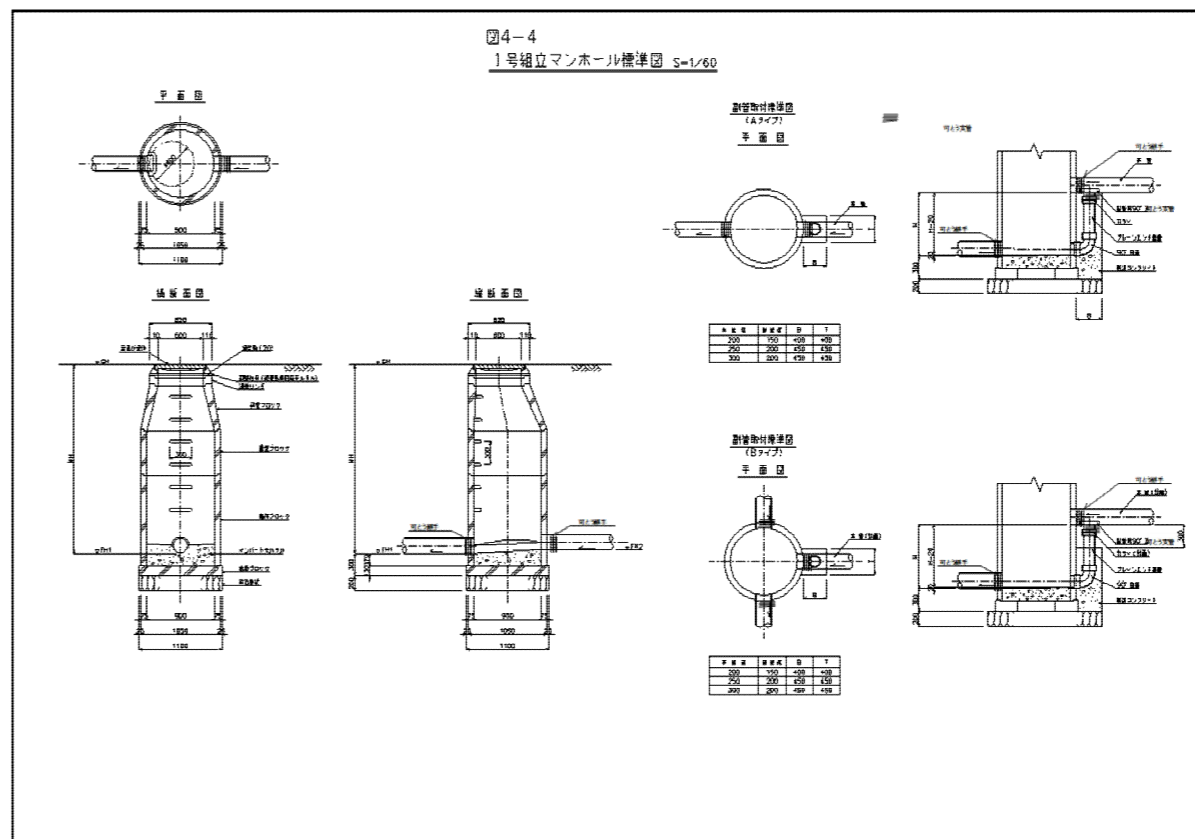
図4-7 略

汚水ます形状別用途表

表4-6 略

1号組立マンホール標準図 S=1/60

図4-4



2号組立マンホール標準図 S=1/60

図4-5 略

2号組立マンホール標準図 S=1/60

図4-6 略

道路側溝ます標準図

図4-7 略

雨水ます標準図

図4-8 略

汚水ます形状別用途表

表4-5 略

塩ビ製公共柵布設標準図（横型） S=1/30

図4-8 略

塩ビ製公共柵布設標準図（縦型） S=1/30

図4-9 略

塩ビ製公共柵布設標準図（横型） S=1/30

図4-9 略

塩ビ製公共柵布設標準図（縦型） S=1/30

図4-10 略

阪南市開発指導要綱新旧対照表

改正後	改正前												
<p>広報施設等設置基準</p> <p>1 広報板の設置基準は、次のとおりとする。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="129 488 780 560"> <thead> <tr> <th>計画戸数</th> <th>設置箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400戸以上</td> <td>市長が必要と認めた場合 1ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	計画戸数	設置箇所数	400戸以上	市長が必要と認めた場合 1ヶ所	<p>広報施設等設置基準</p> <p>1 広報板の設置基準は、次のとおりとする。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="815 488 1466 620"> <thead> <tr> <th>計画戸数</th> <th>設置箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100戸未満</td> <td>市長が必要と認めた場合 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>100～150戸</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>150戸以上</td> <td>150戸に1ヶ所を基準とし、市長が必要と認めた数</td> </tr> </tbody> </table>	計画戸数	設置箇所数	100戸未満	市長が必要と認めた場合 1ヶ所	100～150戸	1ヶ所	150戸以上	150戸に1ヶ所を基準とし、市長が必要と認めた数
計画戸数	設置箇所数												
400戸以上	市長が必要と認めた場合 1ヶ所												
計画戸数	設置箇所数												
100戸未満	市長が必要と認めた場合 1ヶ所												
100～150戸	1ヶ所												
150戸以上	150戸に1ヶ所を基準とし、市長が必要と認めた数												